

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成27年9月28日（平成27年（行情）諮問第580号）

答申日：平成28年9月8日（平成28年度（行情）答申第294号）

事件名：特定市独自の出生届の使用について行った指導等の内容が分かる文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる各文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別紙4に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年8月14日付け総発第826号により特定地方法務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求の趣旨

ア 本処分を取り消す。

イ 本件文書を全部開示する。

（2）審査請求の理由

本決定に不服があるから。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

1 理由説明書

（1）本件審査請求について

処分庁は、審査請求人からされた、「平成25年から特定市独自の出生届を使用し始めたことについて、同出生届の使用中止を求めたほか特定市に対して指導等を行った内容が分かる文書及びこれらについて内部で検討を行った内容が分かる文書（これらの添付書類を含む。）その他一式」の開示請求について、これらの請求行政文書は、法5条5号及び6号柱書きに該当するとして、平成27年8月14日付けで部分開示決

定（以下、第3において「本件決定」という。）を行なった。

本件審査請求は、本件決定を取り消し、対象文書の全部開示を行なう旨の裁決を求め、対象文書の全部開示決定を求めるものである。

(2) 本件決定が適法であることについて

ア 通し番号1～2の電話録取書について

これらの文書は、公開することを予定していない電話での会話を記録したものであるところ、これらの情報が公にされると、担当者が電話で行う会話において率直な意見を述べるなどすることをちゅうちょする等して、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

したがって、これらの情報は、法5条5号及び6号柱書きに該当する。

イ 通し番号3～7のファックス文書について

これらのファックス番号は一般に公開されていないところ、これを公にされると、本来の目的外に使用されて業務を妨害されるなど、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、これらの情報は、法5条6号柱書きに該当する。

ウ 通し番号8～10の文書について

これらの文書は、公開することを予定していないものであるところ、これらの文書に記載されている情報が公にされると、法務局内部の審議、検討又は協議において、率直な意見を述べるなどすることをちゅうちょする等して、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

したがって、これらの情報は、法5条5号及び6号柱書きに該当する。

エ 通し番号11～13の電話録取書について

これらの文書は、公開することを予定していない電話での会話を記録したものであるところ、これらの情報が公にされると、担当者が電話で行う会話において率直な意見を述べるなどすることをちゅうちょする等して、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

したがって、これらの情報は、法5条5号及び6号柱書きに該当する。

オ 通し番号14～17のファックス文書について

これらのファックス番号及びメールアドレスは一般に公開されていないところ、これらを公にされると、本来の目的外に使用されて業務を妨害されるなど、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすお

それがある。

したがって、これらの情報は、法5条6号柱書きに該当する。

カ 通し番号18～21の決裁文書について

これらの文書には、決裁の基となる担当者の処理方針等、法務局内部における審議、検討、協議に関する情報が含まれているところ、これらの情報が開示されると、請求者やその関係者から無用の誤解、反発を招くことを憂慮し、率直な意見の交換を行うことが不当に損なわれるおそれがある。

したがって、これらの情報は、法5条5号及び6号柱書きに該当する。

キ 通し番号22～25の電話録取書について

これらの文書は、公開することを予定していない電話での会話を記録したものであるところ、これらの情報が公にされると、担当者が電話で行う会話において率直な意見を述べるなどすることをちゅうちょする等して、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

したがって、これらの情報は、法5条5号及び6号柱書きに該当する。

ク 通し番号26～44の決裁文書について

これらの文書には、決裁の基となる担当者の処理方針等、法務局内部における審議、検討、協議に関する情報が含まれているところ、これらの情報が開示されると、請求者やその関係者から無用の誤解、反発を招くことを憂慮するあまり、率直な意見の交換を行うことが不当に損なわれるおそれがある。

したがって、これらの情報は、法5条5号及び6号柱書きに該当する。

(3) 結語

処分庁が本件決定をしたことは適法であり、本件審査請求は理由がない。

2 補充理由説明書

(1) 本件不開示文書の再検討について

審査請求人が行った「平成25年から特定市独自の出生届を使用し始めたことについて、同出生届の使用中止を求めたほか特定市に対して指導等を行った内容が分かる文書及びこれらについて内部で検討を行った内容が分かる文書（これらの添付書類を含む。）その他一式」に係る開示請求に対し、処分庁がその一部を不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分に不服があるとして不開示部分の開示を求めた。

諮問庁は、改めて本件審査請求について検討し、審査請求人の主張に

よらず、処分庁による原処分を維持するのが相当であるとする理由説明書を提出したところであるが、不開示部分について再度検討し、以下にその不開示理由などを補充して説明する。

(2) 本件不開示決定が適法であることについて

ア 通し番号1及び11の標題(件名)部分について

不開示部分のうち通し番号1及び11の電話録取書の標題(件名)部分を公にすると、独自の出生届を使用した特定市に対する国の対応が明らかになり、無用な誤解や憶測を招くなど不当に国民の間に混乱を生じさせ、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きに該当する。

イ 通し番号1及び2, 11ないし13並びに22ないし25の電話録取書の会話内容部分について

不開示部分のうち通し番号1, 2及び11の電話録取書の会話内容部分は、民事局民事第一課補佐官が特定地方法務局戸籍課長宛てに電話を発信し、特定市が戸籍法施行規則(以下「規則」という。)59条に規定する様式とは異なる出生届を使用する予定であることを受けて、今後の対応を協議した内容を記録した文書である。不開示部分のうち通し番号12及び13の電話録取書の会話内容部分は、特定市長が特定地方法務局戸籍課長宛てに電話を発信し、特定市長の記者会見の内容等について説明を行った内容を記録した文書である。不開示部分のうち通し番号22, 24及び25の電話録取書の会話内容部分は、特定地方法務局特定支局担当者が特定市市民課担当者宛てに電話を発信し、特定市における上記出生届の取扱いについて協議した内容を記録した文書である。不開示部分のうち通し番号23の電話録取書の会話内容部分は、特定地方法務局総務課長が特定市市民健康部次長兼市民課長宛てに電話を発信し、特定市における上記出生届の取扱いについて協議した内容を記録した文書である。これらは、国の機関の内部並びに国の機関及び地方公共団体の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であり、これを公にすると、法令に従わない地方公共団体に対する国の対応が明らかになり、これを参考にして国の関与を逃れようとする地方公共団体が現れ、戸籍事務の適正な遂行に支障を来すおそれが生じることを懸念して、今後、職員が率直な意見を述べたり、それを記録することをちゅうちょする等して十分な議論、意思疎通に支障を来すおそれがあるため、法5条5号に該当する。

ウ 通し番号8ないし10の文書について

不開示部分のうち通し番号8ないし10の文書は、特定市が上記出生届を使用予定であることに対する今後の対応について、民事局民

事第一課補佐官及び特定地方法務局戸籍課長の間において考え方を整理するための文書であるところ、通し番号1及び2の電話録取書の会話内容部分において、民事局民事第一課補佐官が検討を求め、この求めに応じて特定地方法務局戸籍課長が作成した文書である。これは、国の機関の内部における審議、検討に関する情報であって、当事者以外に公にすることは想定しておらず、また外部への公表実績も、これらの文書を実際に外部とのやり取りに使用したこともない。よって当該文書を公にすると、審査請求人やその関係者から無用の誤解、反発を招くことを憂慮するあまり、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条5号に該当する。

エ 通し番号36ないし38の文書について

不開示部分のうち通し番号36の5の見出し以外の部分は、特定地方法務局が特定市に対し指示文書を手交し、指示に対する特定市との質疑内容を記録した文書であるところ、これは、国の機関及び地方公共団体の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、これを公にすると、審査請求人やその関係者から無用の誤解、反発を招くことを憂慮するあまり、率直な意見の交換を行うことが不当に損なわれるおそれがあるため、法5条5号に該当する。

オ その他

不開示部分のうち、上記アないしエ並びに理由説明書(2)イ及びオにおいて述べた部分のほか、理由説明書(2)カ及びクにおいて述べた部分のうち決裁文書の伺い文を除く部分については不開示を維持するが、その余の部分については法5条各号に規定する不開示情報に該当せず、開示とすることが相当である。

なお、新たに開示相当とした部分は、通し番号12及び22ないし25の電話録取書の標題(件名)部分、通し番号18、26及び31の決裁文書の伺い文、通し番号36の5の見出し部分である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年9月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月5日 審議
- ④ 平成28年6月6日 委員の交代による所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年7月5日 審議
- ⑥ 同年8月9日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年9月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「平成25年から特定市独自の出生届を使用し始めたことについて、同出生届の使用中止を求めたほか特定市に対して指導等を行った内容が分かる文書及びこれらについて内部で検討を行った内容が分かる文書（これらの添付書類を含む。）その他一式」の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書として、別紙1に掲げる文書を特定し、それらのうち別紙2に掲げる部分について、法5条5号及び6号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、不開示部分のうち、別紙3に記載する部分については新たに開示としているものの、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）については、原処分を維持するとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 通し番号1及び11の標題部分について

ア 諮問庁の説明

当該部分を公にすると、独自の出生届を使用した特定市に対する国の対応が明らかになり、無用な誤解や憶測を招くなど不当に国民の間に混乱を生じさせ、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きに該当する。

イ 検討

(ア) 当該部分を見分するに、当該部分には、独自の出生届を使用した特定市に対する国の対応の具体的な内容まで記載されているとは認められず、また、その記載内容に鑑みても、これを公にしたからといって、諮問庁が説明するような、無用な誤解や憶測を招くなど不当に国民の間に混乱を生じさせるなどのおそれがあるとまでは認められない。

(イ) したがって、当該部分は、法5条6号柱書きの不開示情報に該当せず、開示すべきである。

(2) 通し番号1及び2、11ないし13並びに22ないし25の会話内容部分について

ア 諮問庁の説明

(ア) 当該部分のうち通し番号1、2及び11の会話内容部分は、民事局民事第一課補佐官が特定地方法務局戸籍課長宛てに電話を発信し、特定市が規則59条に規定する様式とは異なる出生届を使用する予定であることを受けて、今後の対応を協議した内容を記録した文書である。当該部分のうち通し番号12及び13の会話内容部分は、

特定市長が特定地方法務局戸籍課長宛てに電話を発信し、特定市長の記者会見の内容等について説明を行った内容を記録した文書である。当該部分のうち通し番号22、24及び25の会話内容部分は、特定地方法務局特定支局担当者が特定市市民課担当者宛てに電話を発信し、特定市における上記出生届の取扱いについて協議した内容を記録した文書である。当該部分のうち通し番号23の会話内容部分は、特定地方法務局総務課長が特定市市民健康部次長兼市民課長宛てに電話を発信し、特定市における上記出生届の取扱いについて協議した内容を記録した文書である。

(イ) これらは、国の機関の内部並びに国の機関及び地方公共団体の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であり、これを公にすると、法令に従わない地方公共団体に対する国の対応が明らかになり、これを参考にして国の関与を逃れようとする地方公共団体が現れ、戸籍事務の適正な遂行に支障を来すおそれが生じることを懸念して、今後、職員が率直な意見を述べたり、それを記録することをちゅうちょする等して十分な議論、意思疎通に支障を来すおそれがあるため、法5条5号に該当する。

イ 検討

(ア) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、当該部分には、特定市が規則59条に規定する様式とは異なる出生届を使用する予定であることについて民事局民事第一課補佐官と特定地方法務局戸籍課長が今後の対応を協議した内容、上記出生届の使用に係る特定市長の記者会見の内容等について特定市長が特定地方法務局戸籍課長に説明を行った内容、上記出生届の取扱いについて特定地方法務局特定支局担当者と特定市市民課担当者が協議した内容及び上記出生届の取扱いについて特定地方法務局総務課長と特定市市民健康部次長兼市民課長が協議した内容が記録されていると認められる。

(イ) そうすると、当該部分は、国の機関の内部並びに国の機関及び地方公共団体の相互間における審議、検討又は協議に関する情報といえ、これを公にすると、法令に従わない地方公共団体に対する国の対応が明らかになり、これを参考にして国の関与を逃れようとする地方公共団体が現れ、戸籍事務の適正な遂行に支障を来すおそれが生じることを懸念して、今後、職員が率直な意見を述べたり、それを記録することをちゅうちょする等して十分な議論、意思疎通に支障を来すおそれがあるとする諮問庁の説明が不合理とまではいえないことから、法5条5号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 通し番号3ないし7のファックス番号について

ア 諮問庁の説明

これらのファックス番号は一般に公開されていないところ、これを公にされると、本来の目的外に使用されて業務を妨害されるなど、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、これらの情報は、法5条6号柱書きに該当する。

イ 検討

(ア) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該部分は、法務省民事局民事第一課のファックス番号及び特定地方法務局のファックス番号であり、いずれも一般に公開されていないとのことである。そこで、当審査会事務局職員をして法務省のホームページを確認させたところ、いずれも公開されているとは認められなかった。

(イ) そうすると、当該部分については、これを公にすると、本来の目的外に使用されて業務を妨害されるなど、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できることから、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 通し番号8ないし10の全てについて

ア 諮問庁の説明

当該部分は、特定市が規則59条に規定する様式とは異なる出生届を使用予定であることに対する今後の対応について、民事局民事第一課補佐官及び特定地方法務局戸籍課長の間において考え方を整理するための文書であるところ、通し番号1及び2の会話内容部分において、民事局民事第一課補佐官が検討を求め、この求めに応じて特定地方法務局戸籍課長が作成した文書である。これは、国の機関の内部における審議、検討に関する情報であって、当事者以外に公にすることは想定しておらず、また外部への公表実績も、これらの文書を実際に外部とのやり取りに使用したこともない。よって当該文書を公にすると、審査請求人やその関係者から無用の誤解、反発を招くことを憂慮するあまり、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条5号に該当する。

イ 検討

(ア) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、当該部分には、特定市が規則59条に規定する様式とは異なる出生届を使用予定であることに関する特定地方法務局等の考えを整理したと思われる内容が記載されていると認められる。

(イ) 他方、諮問庁が、民事局民事第一課補佐官が当該部分（文書）の作成を特定地方法務局戸籍課長に依頼した会話内容が記録されていると説明する、通し番号1及び2の該当部分の内容や通し番号8な

いし10の文書の件名等に鑑みると、当該部分（文書）は当事者以外に公にすることは想定していなかったなどとする上記アの諮問庁の説明は首肯できず、当該部分（文書）を公にすることにより、審査請求人やその関係者から無用の誤解、反発を招くことを憂慮するあまり、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められない。

（ウ）したがって、当該部分は、法5条5号の不開示情報に該当せず、開示すべきである。

（5）通し番号14のファックス番号及びメールアドレスについて

ア 諮問庁の説明

これらのファックス番号及びメールアドレスは一般に公開されていないところ、これらを公にされると、本来の目的外に使用されて業務を妨害されるなど、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、これらの情報は、法5条6号柱書きに該当する。

イ 検討

（ア）当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該部分は、特定市の特定部局のファックス番号及びメールアドレスであり、いずれも一般に公開されていないとのことである。そこで、当審査会事務局職員をして特定市のホームページを確認させたところ、いずれも公開されているとは認められなかった。

（イ）そうすると、当該部分については、上記（3）イ（イ）と同様の理由から、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

（6）通し番号19、20、29及び33の全てについて

ア 諮問庁の説明

当該部分には、決裁の基となる担当者の処理方針等、法務局内部における審議、検討、協議に関する情報が含まれているところ、これらの情報が開示されると、請求者やその関係者から無用の誤解、反発を招くことを憂慮するあまり、率直な意見の交換を行うことが不当に損なわれるおそれがある。

したがって、これらの情報は、法5条5号及び6号柱書きに該当する。

イ 検討

（ア）審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該部分は、規則59条に規定する様式とは異なる出生届を使用する特定市長への指示について特定地方法務局戸籍課長が民事局民事第一課長に照会する文書の案及び特定市長に対し特定地方法務局長が発出する指

示文書の案が記録された部分であるとのことであった。

(イ) そうすると、当該部分については、決裁の基となる担当者の処理方針等、法務局内部における審議、検討、協議に関する情報が含まれているといえ、これらの情報が開示されると、請求者やその関係者から無用の誤解、反発を招くことを憂慮し、率直な意見の交換を行うことが不当に損なわれるおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できることから、法5条5号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(7) 通し番号36ないし38の質疑内容部分について

ア 諮問庁の説明

当該部分は、特定地方法務局が特定市に対し指示文書を手交し、指示に対する特定市との質疑内容を記録した文書であるところ、これは、国の機関及び地方公共団体の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、これを公にすると、審査請求人やその関係者から無用の誤解、反発を招くことを憂慮するあまり、率直な意見の交換を行うことが不当に損なわれるおそれがあるため、法5条5号に該当する。

イ 検討

(ア) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、当該部分には、特定市に対し特定地方法務局が指示文書を手交した際における、以後の対応等に関する両者の質疑応答の内容が具体的に記録されていると認められる。

(イ) そうすると、当該部分は、国の機関及び地方公共団体の相互間における審議、検討又は協議に関する情報といえ、また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、その内容を公にしている事実はないとのことであり、これを公にすると、審査請求人やその関係者から無用の誤解、反発を招くことを憂慮するあまり、率直な意見の交換を行うことが不当に損なわれるおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できることから、法5条5号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別紙4に掲げる部分は、同条5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条5号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙 1

本件対象文書

通し番号	文書名
1 及び 2	電話録取書（平成 2 5 年 9 月 3 0 日付け）
3 ないし 7	ファックス文書（平成 2 5 年 9 月 3 0 日付け）
8 ないし 1 0	文書
1 1	電話録取書（平成 2 5 年 9 月 3 0 日付け）
1 2 及び 1 3	電話録取書（平成 2 5 年 1 0 月 1 日付け）
1 4 ないし 1 7	ファックス文書（平成 2 5 年 1 0 月 1 日付け）
1 8 ないし 2 1	決裁文書（平成 2 5 年 1 0 月 2 日起案）
2 2	電話録取書（平成 2 5 年 1 0 月 3 日付け）
2 3	電話録取書（平成 2 5 年 1 0 月 4 日付け）
2 4	電話録取書（平成 2 5 年 1 0 月 4 日付け）
2 5	電話録取書（平成 2 5 年 1 0 月 7 日付け）
2 6 ないし 3 0	決裁文書（平成 2 5 年 1 0 月 3 日起案）
3 1 ないし 4 4	決裁文書（平成 2 5 年 1 0 月 4 日起案）

別紙 2

本件対象文書の不開示部分（原処分）

通し番号	不開示部分
1	標題部分
1 及び 2	会話内容部分
3 ないし 7	ファックス番号
8 ないし 1 0	全て
1 1	標題部分及び会話内容部分
1 2	標題部分及び会話内容部分
1 3	会話内容部分
1 4	ファックス番号及びメールアドレス
1 8	伺い文
1 9 及び 2 0	全て
2 2	件名部分及び会話内容部分
2 3	件名部分及び会話内容部分
2 4	件名部分及び会話内容部分
2 5	件名部分及び会話内容部分
2 6	伺い文
2 9	全て
3 1	伺い文
3 3	全て
3 6	「5」の見出し部分
3 6 ないし 3 8	質疑内容部分

別紙 3

新たに開示する部分

通し番号	新たに開示する部分
1 2	標題部分
1 8	伺い文
2 2	件名部分
2 3	件名部分
2 4	件名部分
2 5	件名部分
2 6	伺い文
3 1	伺い文
3 6	「5」の見出し部分

別紙 4

開示すべき部分

通し番号	開示すべき部分
1	標題部分
8 ないし 10	全て
11	標題部分